

# 環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成30年2月28日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき（仮称）車両整備・検査工場建設に係る事後調査報告書（供用時その2）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号 三菱ふそうトラック・バス株式会社 代表取締役社長 マーク・リストセーヤ
	指定開発行為の名称	（仮称）車両整備・検査工場建設
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区大倉町10番地
	指定開発行為の目的	工場の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約11,510㎡／建築面積：約6,410㎡
	事後調査の項目等	緑の質
環境影響評価の手続経過	平成20年11月7日：条例環境影響評価準備書公告 平成21年5月14日：条例環境影響評価審査書公告 平成21年5月29日：条例環境影響評価書公告 平成24年5月16日：事後調査報告書（供用時その1）公告	
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間：平成30年2月28日（水）～平成30年3月29日（木） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 時 間：午前8時30分から午後5時 上記期間中、本市ホームページにて事後調査報告書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所及び縦覧時間	幸区役所、日吉出張所、中原区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） （午前8時30分から午後5時まで）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、係る環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。提出された意見書は個人情報情報を伏せて、その写しを事後調査実施者に送付します。 ・意見書の提出：平成30年2月28日（水）から平成30年3月29日（木）まで（郵送の場合は、平成30年3月29日消印有効） また、本市ホームページの専用フォーマットからでも御提出いただけます。 ・提出先：環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） ・意見書の用紙：各縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。また、記載いただいた個人情報情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156	